



2022年2月25日

北海道労働局
局長 上田 国土 様

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク
共同代表

佐藤正剛 鶴丸周一郎 笠井弘子 寺山早苗
〒136-0071 江東区亀戸7-8-9 松甚ビル2F
下町ユニオン内

TEL : 03-3638-3369 FAX : 03-5626-2423

(担当) 事務局長 岡本哲文

札幌パートユニオン

会長 新野 勝昭

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目

ほくろうビル4階

札幌地区ユニオン内

TEL : 011-210-1200 FAX : 011-206-4400

(担当) 事務局長 山本 功

要 請 書

日夜のご奮闘に心より敬意を表します。

当札幌パートユニオンは、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークに加盟するとともに、連合北海道札幌地区連合会（略称 札幌地区連合）及び札幌地区ユニオンに加盟する労働組合です。個人加盟方式の労働組合ですが、労働組合法上の法内組合として勤労者の雇用安定と労働条件向上に資するため、労働相談を含め幅広く活動するところであります。

当組合の上部団体、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークは、北海道から鹿児島までの78のコミュニティ・ユニオンが加盟し組合員約2万人が結集する個人加盟労働組合のネットワークです。

全国各地で「あらゆる働き方に権利を！」を合言葉に、パートタイム労働者や派遣労働者等の非正規雇用労働者や、外国人・移住労働者等、全ての労働者の権利を保護し拡充すべく、労働相談・組合づくり・各種

要請行動に取り組んでいます。毎年、厚生労働省への要請行動では全国各地からの組合員の要望・声を紹介議員と共にお届けしております。

また、札幌パートユニオンは上部団体である札幌地区連合（組合員約75,000人）及び札幌地区ユニオン（組合員約800人）と共に地域の労働者・生活者に関係する政策事案について国、北海道、札幌市及び近隣市町村と積極的な協議を重ね多くの課題解決に取り組んでいるところでもあります

私たちは、この度、多くの議論の中で高い注目を集める北海道地域最低賃金の審議に関し、以下のとおり意見書を提出いたしますので、趣旨ご理解賜り誠意あるご対応を戴きたくお願い申し上げます。

記

- 1、北海道地域最低賃金の事業者による労働者への周知義務を北海道内全ての事業所に徹底されるよう求めます。

取り分け、特定最低賃金適用の事業所においては派遣を含む当該事業所に働くすべての労働者への周知義務について徹底されるよう求めます。

- 2、求人情報取り扱い事業者に対し、最低賃金法違反を内容とする求人情報掲載について厳罰を以て処するよう求めます。また、最低賃金法違反を内容とする求人情報に関する通報窓口を広く周知し最低賃金法違反防止の一助とされるよう求めます。

- 3、貴局より北海道地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という）に対して以下の項目について諮問され、答申内容について開示されるよう求めます。

(1) 次の審議事項に関する議論は開示すべき

①審議会及び小委員会の傍聴参加等の公開形式による開催

②審議会及び小委員会に関する議事録の速やかな開示

理由)

最低賃金審議会の審議の中心は実質的な金額審議が行われる小委員会です。中央最低賃金審議会運営規定第6条によれば審議は「原則として公開」であり、非公開は例外的事例となっています。

しかし例外的事例が、目安審議などの重要な議論に対して適用されており、地方最低賃金審議会も中央にならって、ほとんどの審議会の小委員会は非公開となっています。

答申後の異議申し出の制度がありますが、どのような議論を経て答申が出されたのかわからないため、異議申し出は意見書をなぞるようなものにしかありません。小委員会が非公開のままであれば、異議申し出制度の形骸化は必定です。

ワーキングプアや貧困が大きな社会問題になる中、また、新型コロナ禍の中で、最低賃金引き上げは大きな社会的注目を集めと期待の的となっています。最低賃金審議会には、審議を公開し、大いに論争し、今日、要求されている最低賃金水準の意義を発信し、社会的に意味のある最低賃金制度とは何か、そのためには現行制度の何を改めるべきかなどの主張を明らかにしていくことが求められています。

審議を公開すれば、さまざまな意見が関係者からよせられ社会的関心も高まり、制度の改善にむけた世論も形成されます。密室審議の時代は終焉させなければなりません。貧困が拡大する中、最低賃金の重要性が増して、大幅引き上げが社会的に要求されている中で、審議の公開により自らの意見を開示できない委員に国民は何を託すことができるでしょうか。

全ての審議会議論を公開すべきです

- (2) IL0131 号条約及び 135 号勧告にもとづき、最低賃金水準決定の考慮すべき要素を、「ひとり親世帯」の生活保護基準とすること。

理由)

最低賃金法第 9 条 2 項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とされています。

実際の金額審議では、30 人未満の零細企業の賃上げ率（賃金改定状況調査における第 4 表）を最重要参考資料としてきました。その結果、引き上げ額は、前年度の金額に、第 4 表の賃上げ率を乗じた金額を算定基準として議論されています。

よって最低賃金が対象とするのは、学生アルバイトや主婦パートによる補完的生計費であり、自立して生活できる最低賃金の水準は考慮されてきませんでした。

しかし、非正規雇用労働者の増大やワーキングプアが社会問題になる中で、最低賃金の果たす役割は大きく変わりつつあります。正社員に代わる非正規雇用労働者が増え続け、従来の正社員の仕事を非正規雇用労働者が担うようになっています。非正規雇用労働者は、

今や職場では生産の主力であり、家庭内では主たる生計の担い手として位置づけられています。

2007年の法改正では、「生活保護との整合性」が導入され、それまでの「いくら引き上げるか」の議論に加えて、はじめて「いくらにすべきなのか」という最低賃金の水準が議論になりました。2014年には「生活保護との逆転現象が全国で解消した」と言われましたが、その後、政府からの「時々の事情」などによる第4表の賃上げ率を上まわる引き上げが続きました。

この「時々の事情」については、地方最低賃金審議会から、目安の根拠を明確にするよう意見が出されました。なぜ「時々の事情」という根拠の不明瞭な引き上げが行われてきたのでしょうか。「生活保護との整合性」の議論に問題がありました。当時、比較方法についてはいろいろな議論がありましたが、真の問題は、比較対象を若年単身者の生活保護基準としたことです。

日本政府も批准しているILO131号条約やILO135号勧告では、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として「労働者及び家族の必要」を挙げています。この条約に基づけば、比較対象とすべきは「ひとり親世帯」の生活保護基準です。

2007年当時、若年単身者の生活保護基準との比較においても大きな乖離があり、その解消に3年～5年が見込まれました。実際に解消されたと宣言されたのは7年後です。あるべき最低賃金の水準として「ひとり親世帯」の生活保護基準を対象にした場合、乖離解消にはさらに多くの年限が予想されますが、到達点が見えることで、「時々の事情」ではなく根拠のある引き上げが可能になります。

これまでの最低賃金審議会では、引き上げの議論はしてきたものの、「いかにあるべきか」という水準の議論を本格的に行うことはありませんでした。「時々の事情」による引上げではなく、あるべき水準の議論が定まれば、以降はその時々の経済指標などをもとに、根拠のある議論ができます。

今こそあるべき最低賃金の水準について議論し、確定すべきであり、その議論における比較対象には国際基準である「ひとり親世帯」の生活保護基準を採用すべきです。

以上